

戸籍法 こせき

戸籍の従来のあり方に混乱のある理由は、身分ごとにこれを編成して作成し、場所ごとにこれを登録しなかったため、登録もれの事があっても、これを検査する便宜べんぎがなかったためである。そこで今回の編成・作成のあり方は、臣民一般（華族・士族・卒そつ・祠官しかん・僧侶そうりよ・平民まで）を、その住居の地によつて登録し、遺漏いろうのないことを最優先の目標とする。